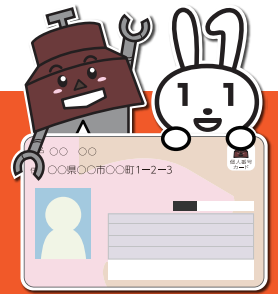


更新後の新しい在留カードを入手したら…



マイナンバーカードの有効期限を更新しましょう！

「マイナンバーカードの有効期限」は「在留期間満了日」までで、在留期間を更新してもマイナンバーカードの有効期限は自動的に更新されません。

マイナンバーカードの有効期限を過ぎる前に

対応窓口で
お手続きが必要です

必要なもの

- ▶ マイナンバーカード（4桁の暗証番号）
 - ▶ 在留カード
- ※原則、ご本人がご来庁ください。
※代理人の場合は、事前にご相談ください。

対応窓口

- ▶ 市役所市民課
- ▶ 支所
- ▶ 川口駅前行政センター



詳細はこちら

■ マイナンバーカードの有効期限

	カード発行時の 在留期間満了日 (下表の期間を超えない範囲)
▶ 中長期在留者 (永住者・高度専門職2号を除く)	(カード発行時) 0～17歳 5回目の誕生日まで
▶ 永住者 ▶ 特別永住者 ▶ 高度専門職2号	(カード発行時) 18歳以上 10回目の誕生日まで

※マイナンバーカード表面に有効期限の記載があります。

在留期間更新中のかたは裏面をご確認ください

マイナンバーカードの有効期限を過ぎるとカードは失効し以降使用できません
再交付には手数料の1,000円がかかります

※マイナンバーカードを失効させず、継続して有効期間の更新を行えば手数料はかかりません

「住所」「氏名」「在留期間」などを変更したら…

外国籍住民の方のマイナンバーカードに記載される内容は、在留カード、特別永住者証明書に記載されている氏名、住所、生年月日、性別と一致するため、漢字・アルファベット氏名、通称名などの追加、永住権の取得、在留期限の変更などがあれば、市役所窓口でマイナンバーカードへの追記・変更が必要となります。



■ マイナンバーカード表面

在留期間の更新許可申請中のかた

マイナンバーカードの有効期限を

2ヶ月間延長できます!

マイナンバーカードの有効期限を過ぎる前に
市役所窓口で『2度』お手続きが必要です

01 在留期間更新許可申請

出入国在留管理局で在留期間の更新手続きを行ってください。(お早めのお手続きを!)

■ 在留カード裏面



※在留カードをオンラインで更新申請した場合はメールの内容を確認します。

02 1度目のお手続き

マイナンバーカードの有効期限を【2ヶ月間延長】

在留期間更新申請中のスタンプが押された在留カードを、マイナンバーカードの有効期限までに本人が市役所窓口まで持参してください。

必要なもの

- ▶ マイナンバーカード (4桁の暗証番号)
- ▶ 更新中の在留カード
※原則、ご本人がご来庁ください。
※代理人の場合は、事前にご相談ください。

03 2度目のお手続き

マイナンバーカードの有効期限を【新しい在留期限まで延長】

更新後の新しい在留カードを取得後、新しい在留カードを、マイナンバーカードの有効期限までに本人が市役所窓口まで持参してください。

必要なもの

- ▶ マイナンバーカード (4桁の暗証番号)
- ▶ 更新後の新しい在留カード
※原則、ご本人がご来庁ください。
※代理人の場合は、事前にご相談ください。

手続き
場所

- ▶ 市役所市民課 ▶ 支所
- ▶ 川口駅前行政センター



詳細はこちら

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-0178-27

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・ネパール語・
インドネシア語・ベトナム語・タガログ語対応